

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月4日

佐賀県人事委員会委員長 坂本洋介

### 佐賀県人事委員会規則第25号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p><u>第30条の2</u> <u>条例第31条の2第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(1) 次項第1号の作業 地域交流部、農林水産部又は県土整備部に所属する職員</u></p> <p><u>(2) 次項第2号の作業 警察職員</u></p> <p><u>(3) 次項第3号の作業 人事委員会が認める職員</u></p> <p><u>2</u> 条例第31条の2第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める危険な作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（<u>次項</u>において「応急作業等」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 災害応急作業等手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の</p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p><u>第30条の2</u></p> <p>条例第31条の2第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める危険な作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（<u>第3項</u>において「応急作業等」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 災害応急作業等手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の</p>

改正前	改正後
<p>各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>第2項第1号</u>の巡回監視 480円</p> <p>(2) <u>第2項第1号</u>の応急作業等 730円</p> <p>(3) <u>第2項第2号</u>の作業 840円</p> <p>(4) <u>第2項第3号</u>の作業 840円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額</p> <p><u>5</u> 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の災害応急作業等手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、<u>第1号</u>に掲げる場合及び<u>第3号</u>に掲げる場合に該当するとき又は<u>第2号</u>に掲げる場合及び<u>第3号</u>に掲げる場合に該当するときあつては、<u>第3号</u>に定める額を災害応急作業等手当の額とする。</p> <p>(1) <u>第2項各号</u>に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 <u>前項各号</u>に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</p> <p>(2) <u>第2項第2号</u>の作業又は同項第3号の作業のうち同項第2号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合 <u>前項第3号</u>又は<u>第4号</u>に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</p> <p>(3) <u>第2項各号</u>の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 <u>前項各号</u>に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p>	<p>各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>大規模な災害として人事委員会</u>が定める災害に係る作業に従事した場合あつては、1,080円）とする。</p> <p>(1) <u>第1項第1号</u>の巡回監視 480円</p> <p>(2) <u>第1項第1号</u>の応急作業等 730円</p> <p>(3) <u>第1項第2号</u>の作業 840円</p> <p>(4) <u>第1項第3号</u>の作業 840円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額</p> <p><u>4</u> 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の災害応急作業等手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（<u>同一の日において当該各号</u>に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。</p> <p>(1) <u>第1項各号</u>に掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 <u>前項</u>に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額</p> <p>(2) <u>第1項第2号</u>の作業又は同項第3号の作業のうち同項第2号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合 <u>前項</u>に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</p> <p>(3) <u>第1項各号</u>の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 <u>前項</u>に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p>

改正前	改正後
<p>6 条例附則第4項に規定する場合に支給する災害応急作業等手当の額は、<u>第30条の2第4項及び第5項</u>の規定にかかわらず、これらの規定による額に、<u>同条第2項各号</u>に掲げる作業の区分に応じ<u>同条第4項各号に定められた額</u>の100分の100に相当する額を加算した額とする。</p>	<p>6 条例附則第4項に規定する場合に支給する災害応急作業等手当の額は、<u>第30条の2第3項及び第4項</u>の規定にかかわらず、これらの規定による額に、<u>同条第1項各号</u>に掲げる作業の区分に応じ<u>同条第3項に定める額</u>の100分の100に相当する額を加算した額とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。